

令和7年 第1回（1月） 筑紫野市議会臨時会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第1号及び議案第2号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第1号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、筑紫野市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例を改正するものです。

委員会では、本件の提案時期について、近隣市では12月定例会で行われたところもあるが、この時期になった理由は、との質疑があり、執行部からは、国家公務員特別職の改正内容を確認した結果、慎重に判断する必要があると考え、他市の動向の確認や、県への意見聴取を行ったため、この時期となった、との答弁がありました。

続いて、討論に入り、一委員から、政府の物価高騰対策が行き及んでおらず多くの市民が苦心している状況であること、また、所属する「日本維新の会」が掲げる身を切る改革の理念のひとつである「議員報酬の削減」の実践と相いれるものではないという観点から、本議案に反対するものである、との反対討論がありました。

また、一委員からは、本件は、人事院勧告に基づく、給与改定であり、国の制度として尊重すべきものと認識しているため、賛成す

べきと考えている、との賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第2号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。